[被保険者証の取扱いにあたって]

- 1. 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに裏面の住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず、被保険者証を窓口で提出してください(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は高齢受給者証を添えて提出してください)。
- 3. 業務上での病気やケガでは健康保険での診療は受けられません。
- 4. 交通事故等により健康保険で受診したときは、必ず「第三者の行為による傷病届」を当健康保険組合に提出してください。
- 5. 被保険者の資格を喪失したとき、又はその被扶養者でなくなったときは、五日以内に被保険者 証を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、当健康保険組合に直接 返納してください。
- 6. 不正に被保険者証を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることが あります。
- 7. 被保険者証の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して提出し、訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の方は、当健康保険組合に直接提出し、訂正を受けてください。
- 8. 被保険者証の紛失・盗難の際は、「被保険者証再交付申請書」を直ちに事業主を経由して 提出し、再交付を受けてください。ただし任意継続被保険者の方は、当健康保険組合に直接 提出してください。毀損した場合は、再交付申請書に毀損した被保険者証を添付して提出して ください。
- 9. 盗難の(疑いのある)場合は、トラブル回避のために、至急最寄りの警察署に届出てください。
- 10. もしも不正な請求があったとしても、決して支払わないようにしてください。
- 11. 更に、不正使用による被害を防ぐためには、個人信用情報機関への届出が有効です。 例えば、盗難にあった被保険者証が貸金業者に借金の身分証明として提示され、その貸金 業者が個人信用情報機関に与信審査の照会依頼を行ったとき、「本人から被保険者証紛失の 届出があった」ことが伝えられ、不正使用を未然に防ぐことに繋がると期待されます。

(主な個人信用情報機関)

詳しくは、公式サイトや電話でご確認ください

① 分野/名称・・・・銀行系 全国銀行個人信用情報センター

URL·····http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

電話番号・・・・・0120-540-558

手数料/備考・・1,000円

(ゆうちょ銀行発行の定額小為替証書。消費税、送料込み) ※定額小為替証書は郵便局またはゆうちょ銀行直営店で。 ② 分野/名称・・・・クレジット系 株式会社シー・アイ・シー

URL·····http://www.cic.co.jp/

電話番号・・・・・0570-666-4141

手数料/備考・・パソコンや携帯電話:1,000円

手数料は引き落としとなり本人名義のクレジットカード。

窓口:現金 500 円

③ 分野/名称····消費者金融系 JICC 日本信用情報機構

URL·····http://www.jicc.co.jp/

電話番号・・・・・0570-055-955

手数料/備考・・郵送:1件1,000円 本人限定受取の場合300円加算。

窓口:1件500円

12. 被保険者証再発行の際、手数料として1枚につき1,000円(振込み手数料は自己負担)を徴収します。ただし、盗難・火災等特段の理由による場合は、別途証明書(被害届、罹災証明書)を添付することで、手数料が免除となる場合があります。